

## 第3回における論点

1 「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」について、労働時間をもっとも重要な要因と考えてよいか。

また、長期間の過重業務に関する現行認定基準の業務（労働時間）と発症との関連性について、現在の医学的知見等に照らして妥当と考えられるか。

さらに、短期間の過重業務に関して労働時間と発症との関連性について、基準の具体化・明確化、例示ができないか。

- ・ 平成28年社会生活基本調査によると、「主に仕事」の者について、睡眠時間は平成13年検討会報告書と比較して短い傾向にあるが、食事等の時間はおおむね同程度となっている。
- ・ 収集した医学的知見をみると、睡眠時間と脳・心臓疾患の発症又は死亡との関係について、多くの文献で6時間未満（又は以下）の睡眠との有意な関連がみられた。有意な関連を認めなかった文献、5時間未満（又は以下）の睡眠とのみ有意な関連を認めた文献も複数みられた。
- ・ 労働時間と脳・心臓疾患の発症又は死亡との関係について、多くの文献で長時間労働との有意な関連がみられた。有意な関連を認めなかった文献も複数みられた。

2 「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」について、現行認定基準では、労働時間以外の負荷要因として、次の6項目が掲げられている。

これらの項目について、現在の医学的知見等に照らして妥当と考えられるか。追加・修正すべきもの、さらに検討すべきもの、具体化・明確化・例示できるものはないか。

- ・ 不規則な勤務
- ・ 拘束時間の長い勤務
- ・ 出張の多い業務
- ・ 交替制勤務・深夜勤務
- ・ 作業環境（温度環境、騒音、時差）※1
- ・ 精神的緊張を伴う業務 ※2

※1 付加的に考慮することとされている。

※2 特に著しいと認められるものについて評価することとされている。

- ・ 裁判例においては、上記の各負荷要因について検討され、それぞれ過重性の判断がなされている。
- ・ 医学的知見をみると、不規則な勤務、交替制勤務・深夜勤務、騒音、精神的緊張を伴う業務（又は緊急業務、職場ストレス）のほか、身体的負荷と発症との関連性について、有意性を認めたものがみられる。
- ・ 支給決定事例では、上記の各負荷要因のほか、認定基準において考え方が示されている連続勤務について評価しているものが複数みられる。
- ・ 「長期間の過重業務」のうち労働時間以外の負荷要因、「短期間の過重業務」の妥当性の検討や、これらの基準の具体化・明確化等の検討は、具体的な支給決定事例等を踏まえて行うべきではないか。

3 「異常な出来事」は、現行認定基準で、次の3つの出来事とされている。

これらの出来事について、現在の医学的知見等に照らして妥当と考えられるか。追加・修正すべきもの、さらに検討すべきもの、具体化・明確化・例示できるものはないか。

- ・ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態
- ・ 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態
- ・ 急激で著しい作業環境の変化

- ・ 裁判例においては、上記の各出来事について検討され、それぞれ過重性の判断がなされている。
- ・ 医学的知見をみると、精神的緊張や身体的負荷を伴う緊急業務等について、発症前のこれら負荷と発症との関連性について、有意性を認めたものがみられる。
- ・ 支給決定事例では、震災、対人トラブル、各種事故等に伴う精神的負荷、持久力を必要とする動作等の身体的負荷、暑熱、寒冷な作業環境について評価している。
- ・ 「異常な出来事」とされる3つの出来事の妥当性の検討や、これらの基準の具体化・明確化等の検討は、具体的な支給決定事例等を踏まえて行うべきではないか。